

会 記

評議員会報告

1. サーバ移転による学会ウェブサイトのデザインと更新方法の変更に対応するため電子化推進委員会規程第2条に基づき、金沢至 電子化推進委員長より以下の提案があった。

沢田佳久会員が電子化推進委員を退任し、代わって高須賀圭三会員と小川遼会員（ともに神戸大学）を委員として推薦する。なお、電子化推進委員会規程4条に委員の任期は2年とあるが、今回は委員の交代に伴うものであるため、高須賀会員、小川会員の委員としての任期は2014年末までの1年間とする。

本案について2014年1月6日正午締め切りの通信評議員会で諮った結果、異議はなく、承認された。

2. 電子化推進委員会規程第3条に基づき、2014年1月9日、高須賀圭三会員と小川遼会員にウェブサイト管理ワーキンググループメンバーが委嘱された。
3. 2013年9月13日の評議員会において、現在の学会賞の名称を論文賞とすること、あきつ賞を学会から授与すること、が決定された。これに基づいて、会則・規程・細則の改正・新設の案を作成し、2014年1月14日正午締め切りの通信評議員会で意見を聴取した。聴取した意見に基づき修正案を作成し、2014年2月14日正午締め切りの通信評議員会で諮った結果、異議はなく、承認された。なお、会則第29条に基づき、会則の変更は総会に諮る。総会において会則の変更が認められた際には、以下の「日本昆虫学会表彰規程」「日本昆虫学会論文賞選考細則」「日本昆虫学会若手奨励賞選考細則」「日本昆虫学会あきつ賞選考細則」を施行する。またこれに伴い、現在の「日本昆虫学会学会賞授賞規程」「日本昆虫学会若手奨励賞授賞規程」「日本昆虫学会学会賞候補者選考細則」「日本昆虫学会若手奨励賞候補者選考細則」は削除する。

（下線部を加え、取り消し線部を削除する）

第1条の前に「2014年9月14日改正」を挿入する

会 則

（表彰および除名）

第12条 本会の目的に著しく貢献する活動論文を本会の会誌「~~昆虫（ニューシリーズ）~~」および「~~Entomological Science~~」誌上に発表した会員または非会員は、別に定

める規程により総会において表彰され、賞状と副賞を授与される。

~~2.昆虫学の発展に寄与する優れた研究を行い、将来の発展が期待される若手の会員は、別に定める規程により総会において表彰され、賞状と副賞を授与される。~~

~~32.本会の会員で本会の体面をいちじるしく汚したり、本会の趣旨に反するような行いがあれば、総会の決議によって除名することがある。~~

以下の規程，細則を新設する。

日本昆虫学会表彰規程

第1条 本会は会則第12条1により、日本昆虫学会論文賞、日本昆虫学会若手奨励賞、日本昆虫学会あきつ賞を設け、それに関する規程を次のように定める。

第2条 日本昆虫学会論文賞は、本会の会誌「昆蟲（ニューシリーズ）」および「Entomological Science」誌上に優れた論文を発表した会員または非会員に授与する。授賞は各年度2件とする。複数回受賞を問わない。受賞論文の著者には賞状と副賞を与える。選考は別に定める日本昆虫学会論文賞選考細則による。

第3条 日本昆虫学会若手奨励賞は、昆虫学の発展に寄与する優れた研究を行い将来の発展が期待される会員に授与する。選考の対象は、自薦または他薦のあった当該年度までの会費納入済みで原則として40歳未満（応募時）の一般正会員および学生正会員とする。選考の評価対象となる研究業績は、論文業績のほか、研究手法の開発、データベースの構築、ウェブ上のデータ公開等を含むものとする。なお、論文業績には少なくとも本会学会誌に筆頭著者として掲載された論文1編を含むこと。授賞は各年度1件以内とする。複数回受賞は認めない。受賞者には賞状と副賞を与える。選考は別に定める日本昆虫学会若手奨励賞選考細則による。

第4条 日本昆虫学会あきつ賞は、学術的昆虫学分野および一般向け昆虫学教育普及分野に関する優秀なウェブサイト授与する。ウェブサイト代表者には賞状とあきつ賞のロゴをウェブ上に提示する権利を与える。選考は別に定める日本昆虫学会あきつ賞選考細則による。

付則 本規程は2014年9月14日から施行する。

日本昆虫学会論文賞選考細則

1. 日本昆虫学会表彰規程第2条に定める日本昆虫学会論文賞の選考は、以下の手続きで行う。

2. 当該年度の会誌を担当した編集委員会は掲載論文の中から 5 編を候補論文として選定し、庶務幹事に報告する。
 3. 評議員は候補論文の中から 2 編を投票し、得票数の多いものから 2 件を受賞論文とする。同票の場合はそれらについて再投票で決する。再投票でも決定できない場合には、その扱いを学会長に委ねる。
 4. 評議員による選考の手続きは庶務幹事が行い、大会の申し込み締め切りまでに受賞論文を決定する。
 5. 庶務幹事は投票結果を評議員会と編集委員会に報告し、授賞の決定をすみやかに受賞者に通知する。
 6. 評議員による投票記録は庶務幹事が 2 年間保存し、公開をさまたげない。
- 付則 本細則は 2014 年 9 月 14 日から施行する。

日本昆虫学会若手奨励賞選考細則

1. 日本昆虫学会表彰規程第 3 条に定める日本昆虫学会若手奨励賞の選考は、以下の手続きで行う。
 2. 応募者（他薦の場合には推薦者）は、応募票（形式任意）を庶務幹事あてに提出する。応募票には氏名、年齢（生年月日）、連絡先、研究タイトル、研究業績リストを記し、さらに主な研究業績の要旨（他薦の場合には推薦書）を 1000 字程度で記載する。他薦の場合には推薦者の氏名、連絡先を別記する。
 3. 業績は評議員によって審査される。評議員は応募者の中から 1 名を投票し、投票数の上位 1 位の者を候補者とする。同票の場合はそれらについて再投票で決する。再投票でも決定できない場合は、学会長に扱いを委ねる。評議員は、候補者の受賞の賛否について投票を行い、有効票の 3 分の 2 以上の賛成をもって、これを受賞者と決定する。
 4. 選考の手続きは庶務幹事が行い、大会の申し込み締め切りまでに受賞者を決定する。
 5. 庶務幹事は投票結果を学会長と評議員会に報告し、授賞の決定をすみやかに受賞者に通知する。
 6. 投票記録は庶務幹事が 2 年間保存し、公開をさまたげない。
- 付則 本細則は 2014 年 9 月 14 日から施行する。

日本昆虫学会あきつ賞選考細則

1. 日本昆虫学会表彰規程第 4 条に定める日本昆虫学会あきつ賞の選考は以下の手続き

で行う。

2. 当該年度までの会費を納入済みの一般正会員および学生正会員からの推薦を受け付ける。

3. 推薦者は、推薦票（形式任意）を庶務幹事あてに提出する。推薦票には推薦者の氏名と連絡先、ウェブサイトのタイトルとアドレス（URL）、ウェブサイト代表者1名の氏名と連絡先を記述し、推薦するウェブサイトの意図やアピールポイントを1000字程度で記載する。ウェブサイト代表者は当該年度までの会費を納入済みの一般正会員または学生正会員でなければならない。推薦者とウェブサイト代表者は同一でもよい（自薦可）。

4. サイトの見やすさ・英文の有無・教育効果・学術性・有用性・デザイン・厳密さ（リンクの正確さ）・データ量・新規性等を基準として審査を行う。

5. 電子化推進委員会は審議の上、推薦されたウェブサイトから2件以内を評議員会に推薦する。

6. 評議員は電子化推進委員会から推薦された候補の中から1件を投票する。投票数上位のものを受賞候補とする。同票の場合は、学会長に扱いを委ねる。評議員は候補の受賞の賛否について投票を行い、有効票の過半数以上の賛成をもって、これを受賞と決定する。

7. 推薦の受付および評議員による選考の手続きは庶務幹事が行い、大会の申し込み締め切りまでに受賞サイトを決定する。

8. 庶務幹事は評議員の投票結果を学会長と評議員に報告し、授賞の決定をすみやかに推薦者とウェブサイト代表者に通知する。

9. 評議員の投票記録は庶務幹事が2年間保存し、公開をさまたげない。

付則 本細則は2014年9月14日から施行する。

4. 2014年6月に任期満了となる日本昆虫科学連合日本昆虫学会代表について、以下の案を提案し、2014年2月28日正午締め切りの通信評議員会で諮った結果、異議はなく承認された。

1. 多田内修会員の任期を2年延長し2016年6月までとする。

2. 阿部芳久会員の任期を1年延長し2015年6月までとする。

庶務幹事報告

2013年9月13日の評議員会決定を受け、将来問題検討委員会規程第1条に基づき、会長より将来問題検討委員会へ以下のとおり諮問がなされた。

2013年10月28日

日本昆虫学会将来問題検討委員会
委員長 秋元 信一 様

日本昆虫学会
会長 沼田 英治

2013年9月13日の評議員会決定を受け、将来問題検討委員会規定第6条に基づいて「法人化検討ワーキンググループ」を立ちあげて日本昆虫学会の法人化について議論を開始してください。ワーキンググループの議論を経て、将来問題検討委員会として2014年4月末までに答申いただくようお願いいたします。